

## 委託業務等詳細一覧

1	諸設備開所・閉所点検作業	2
2	床清掃業務	5
3	ガラス清掃業務	5
4	自家用電気工作物試験業務	6
5	自家用発電機保守点検業務	7
6	自動扉開閉装置点検業務	12
7	監視通報業務（夜間警備）	12
8	消防設備点検業務	12
9	ボイラー点検業務	13
10	重量シャッター点検業務	14
11	外部換気口防護着脱業務	17
12	受水槽清掃業務	20
13	地下タンク及び配管機密検査業務	20
14	エレベーター始動及び月次点検	21
15	閉所作業及び諸設備シーズンオフ点検	22
16	除雪作業費	22
17	給水施設管理業務	23
18	公衆便所管理業務	26
19	運営管理費等	31
20	建築基準法12条点検の実施	33
21	建物維持補修（原状回復を目的としたもの）	33
22	施設運営等に伴い生じた廃棄物の処分	33
23	吾妻山噴火時等の対応	33
24	消耗品費等	33

## 1 諸設備開所・閉所点検作業

【開所時】・・・4月上旬

業務箇所		機器	台数	業務内容
【浄土平レストハウス】				
1階	機械室	受水槽	1基	内部水張り
		加圧ポンプ	1台	〃
		貯湯槽	1基	〃
		各種ポンプ	8台	〃
		暖房用温水槽	1基	〃
		量水器、FMバルブ	1基	〃
	機械室ピット内	水中ポンプ	1台	配管取付け
	便所(男子)	大便器(和、洋)	2台	底溜水張り
		小便器	5台	〃
		手洗い器	2台	〃
	便所(女子)	大便器(和2、洋5)	7台	〃
	身障者用便所	身障者用便器	1台	〃
		身障者用手洗い器	1台	〃
	事務室	流し台	1台	〃
		大便器(洋)	1台	〃
		ユニットバス	1基	〃
	軽食コーナー	手洗い器	3台	〃
	軽食コーナーピット内	水中ポンプ	1台	配管取付け
	売店	暖房機器(FC)(天井内)	7台	水張り
	ホール	暖房機器(FC)(天井内)	1台	〃
	風除室	暖房機器(FC)(天井内)	1台	〃
事務室	暖房機器(FC)(天井内)	1台	〃	
2階	便所(男子)	大便器(洋)	1台	底溜水張り
		小便器	3台	〃
		手洗い器	2台	〃
	便所(女子)	大便器(和2、洋1)	3台	〃
		手洗い器	2台	〃

業務箇所		機器	台数	業務内容
2階	厨房便所	大便器(洋1)	1台	底溜水張り
		小便器	1台	〃
		手洗い器	1台	〃
	厨房(流し台、給排水)	手洗い器、蛇口関係	1台	〃
	職員休憩室	流し台	1台	〃
	サービスステーション	流し台	3台	〃
	喫茶コーナー	流し台	2台	〃
		手洗い器	1台	〃
	食堂	手洗い器	2台	〃
		暖房機器(FC)(床置隠蔽)	19台	水張り運転
		暖房機器(FC)(床置露出)	1台	〃
	添乗員休憩室	暖房機器(FC)(床置隠蔽)	2台	〃
職員休憩室	暖房機器(FC)(床置露出)	1台	〃	
全館共通	水道蛇口頭	1式	蛇口頭取付け	

【閉所時】・・・11月中旬

業務箇所		機器	台数	業務内容
【浄土平レストハウス】				
1階	機械室	受水槽	1基	内部水抜き
		加圧ポンプ	1台	〃
		貯湯槽	1基	〃
		各種ポンプ	8台	〃
		暖房用温水槽	1基	〃
		量水器、FMバルブ	1基	〃
	機械室ピット内	水中ポンプ	1台	配管取外し
	便所(男子)	大便器(和、洋)	2台	底溜水抜き
		小便器	5台	〃
		手洗い器	2台	〃
	便所(女子)	大便器(和2、洋5)	7台	〃
	身障者用便所	身障者用便器	1台	底溜水抜き
身障者用手洗い器		1台	〃	

	事務室	流し台	1台	〃
		大便器(洋)	1台	〃
		ユニットバス	1基	〃
	軽食コーナー	手洗い器	3台	〃
	軽食コーナーピット内	水中ポンプ	1台	配管取外し
	売店	暖房機器(FC)(天井内)	7台	水抜き
	ホール	暖房機器(FC)(天井内)	1台	〃
	風除室	暖房機器(FC)(天井内)	1台	〃
	事務室	暖房機器(FC)(天井内)	1台	〃
2階	便所(男子)	大便器(洋)	1台	底溜水抜き
		小便器	3台	〃
		手洗い器	2台	〃
	便所(女子)	大便器(和2、洋1)	3台	〃
		手洗い器	2台	〃

業務箇所		機器	台数	業務内容
2階	厨房便所	大便器(洋1)	1台	底溜水抜き
		小便器	1台	〃
		手洗い器	1台	〃
	厨房(流し台、給排水)	手洗い器、蛇口関係	1台	〃
	職員休憩室	流し台	1台	〃
	サービスステーション	流し台	3台	〃
		喫茶コーナー	流し台	2台
	食堂	手洗い器	1台	〃
		暖房機器(FC)(床置隠蔽)	19台	水抜き
		暖房機器(FC)(床置露出)	1台	〃
	添乗員休憩室	暖房機器(FC)(床置隠蔽)	2台	〃
	職員休憩室	暖房機器(FC)(床置露出)	1台	〃
全館共通	水道蛇口頭	1式	蛇口頭取外し	

※閉所時には、水道使用量の確認のため各メーターの数値を撮影・提出すること。

## 2 床清掃業務

### (1) 木質系床面の清掃

床面を除塵作業後、適正洗剤をモップで均一に塗布し、ポリッシャーを用いて洗浄。ウェットバキュームにより汚水を回収した後、ポリッシャーで水洗いをおこない、汚水を回収して水拭きを2回以上行う。床面の乾燥を確認した後、樹脂ワックス3層塗布仕上げとする。

### (2) 塩化ビニール系床面の清掃

床面を除塵作業後、適正洗剤をモップで均一に塗布し、ポリッシャーを用いて洗浄。ウェットバキュームにより汚水を回収した後、モップで水拭きを2回以上行う。床面の乾燥を確認した後、樹脂ワックス3層塗布仕上げとする。

業務内容	規 格 等	数 量	回 数	備 考
床 清 掃	1階及び2階床 (木質及びビニール系床)	870㎡	1回	

## 3 ガラス清掃業務

(1) 水又は中性洗剤(汚れのある場合)をシャンプーホルダーに染み込ませてガラス面に塗布。スクイジーで汚水を除去し、最後にサッシ等についた水分、汚れをウエスで拭きとる。

(2) 2階外部ガラスは、高所作業車を使用して作業する。

業務内容	規 格 等	数 量	回 数	備 考
ガラス 清 掃	2階外周部ガラス両面	101㎡	1回	



## 5 自家用発電機保守点検業務

### (1) 自家用発電機運営

#### ア 設置場所・数量

発電機室 4台

(詳細は、上記4参照)

#### イ 業務内容

レストハウス東側に位置する自家用発電施設を運営し、レストハウス、公衆便所のみならず、携帯電話施設及び火山ガス感知システムに対し、電力の供給を行うこと。

#### ウ 留意事項

- ・電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める自家用電気工作物を設置する者の責務である同第39条第1項における電気設備の技術基準への適合維持に関する義務を、契約後は受託者が負うものとする。
- ・月1回程度、地下タンク施設へのA重油給油作業を実施すること。
- ・給油回数、給油量については、目安量を提示するが、仕様書と変更がある場合は、別途協議する。

### (2) 自家用発電機点検業務基本事項

ア 業務実施者は、点検作業を行うにあたり諸設備が円滑に作動するよう最善の努力を払い、事故の未然防止を図ること。

イ 作業実施担当者は施設設備に豊富な知識と自家用発電設備専門技術者の資格を有する者が点検を行うものとする。

ウ 業務遂行にあたり点検に要する備品、消耗品、工具等はすべて実務実施者の負担とする。

エ 実務実施者は、保安点検業務報告書（様式任意）及び作業状況写真を作成し提出するものとする。

オ 検査の結果、範囲外の点検あるいは修繕等の必要が生じたときは、実務実施者と県とで別途協議した上で実施するものとする。ただし、軽微な修繕については本点検に含まれるものとする。

カ 発電機保安点検業務は、運転時間250時間ごとの点検（別紙「令和4年度発電機保安点検費内訳（1～4号発電機）」）と開始時（4月）及び閉鎖時（11月）の点検とする。（発電機運転時間については、参考資料「発電機運転時間計算書」参照）

### (3) その他

施設閉所期間中の蓄電池の保管場所については、別途届け出ること。（様式任意）

発電機保安点検業務費内訳

品名	数量	単価	金額
自家発電機保安点検業務			
200KVA【1号発電機】			
14,500 時間点検	1式		
14,750 時間点検	1式		
15,000 時間点検	1式		
15,250 時間点検	1式		
開始時点検	1式		
閉鎖時点検	1式		
		小計	
200KVA【2号発電機】			
14,000 時間点検	1式		
14,250 時間点検	1式		
14,500 時間点検	1式		
14,750 時間点検	1式		
	1式		
開始時点検	1式		
閉鎖時点検	1式		
		小計	

品名	数量	単価	金額
自家発電機保安点検業務			
<b>75KVA【3号発電機】</b>			
17,750 時間点検	1式		
18,000 時間点検	1式		
18,250 時間点検	1式		
18,500 時間点検	1式		
18,750 時間点検	1式		
19,000 時間点検	1式		
19,250 時間点検	1式		
開始時点検	1式		
閉鎖時点検	1式		
		小計	
<b>80KVA【4号発電機】</b>			
10,500 時間点検	1式		
10,750 時間点検	1式		
11,000 時間点検	1式		
11,250 時間点検	1式		
11,500 時間点検	1式		
11,750 時間点検	1式		
12,000 時間点検	1式		
開始時点検	1式		
閉鎖時点検	1式		
		小計	

品 名	数量	単 価	金 額
直流電源装置保安点検業務			
営業開始時蓄電池組込費	1 式		
年次蓄電池点検費	1 式		
営業閉鎖時蓄電池取外費	1 式		
蓄電池保管及び充電	1 式		
		小計	
		合計	
消費税相当額	1 0 %		
合計			

直流電源装置仕様書

- 業務内容
  - ・閉鎖期間中の蓄電池保管及び充電
  - ・蓄電池点検（8月頃）
- 機器仕様

機 器 名 称	直流電源装置 蓄電池
蓄電池形式	HS50-6E
数 量	18個（54セル）
メ ー カ ー	株式会社GSユアサ
種 別	（触媒栓式）ベント形据置鉛蓄電池
容 量	50Ah
公 称 電 圧	108V
製 造 年 月	平成29年8月

発電機運転時間計算書

1 発電開始及び発電終了の時期

- (1) 開所準備開始日 令和8年 4月 1日  
(開所日は4月10日頃を予定)
- (2) 閉 所 日 令和8年11月15日頃予定  
(飲食・物販の営業は11月3日頃までを予定)
- (3) 発 電 期 間 ・開所期間 220日 (予定)  
・開所閉所準備期間 16日 (前9日、後7日)  
合計236日

昼間用発電機1・2号発電機は開所予定日から220日を平均9時間、開所・閉所準備期間の16日間を平均15時間運転とする。合計時間は、約2,220時間となるが、運転は2台設置の交互運転のため、1台の運転時間は平均約1,110時間となる。

夜間用発電機3・4号発電機は開所予定日から220日を15時間運転、開所・閉所準備期間の16日間を平均9時間運転とする。運転時間は3,444時間となり、2台設置の交互運転のため、1台の運転時間は平均約1,722時間となる。

## 6 自動扉開閉装置点検業務

- ・ 運転開始時点検（4月）
- ・ 定期点検：年1回（8月）
- ・ 運転終了時点検

機器名称・個数

機 器 名 称	規 格	数 量	摘 要
正面外部入口	SOV-160KLCM	1	引分、光線無目
正面入口内部	SOV-150KLTM	1	引分、光線
身障者用トイレ（片引）	SOV-60K	1	片引、押ボタン

## 7 監視通報業務（夜間警備）

- ・ 火災および特定の異常状態の感知。
- ・ 事故確知時における関係先への通報及び連絡。
- ・ 警備実施事項の報告。
- ・ 開所準備時の異常状態の感知。（3月頃）

## 8 消防設備点検業務

- ・ 消防設備機器点検及び総合点検
- ・ 消防設備開所作業
- ・ 消防設備閉所作業
- ・ 消防訓練の立会い及び消火訓練

品 名	数 量	備 考	
消防設備 機器点検及び 総合点検	自動火災報知設備	1 式	
	消火器	1 式	
	誘導灯設備及び誘導標識	1 式	
	非常放送設備及び非常警報設備	1 式	
	ガス漏れ火災警報設備	1 式	
	点検結果報告書作成	1 式	2部作成し提出。
消防設備開所作業	1 式		
消防設備閉所作業	1 式		
消防訓練立会い及び消火訓練	1 式	年1回実施。	

## 9 ボイラー点検業務

- (1) 缶体清掃 (年1回)
- (2) オイルバーナー分解清掃 (年2回)
- (3) 営業開始時始動点検及び組立て作業 (4月)
  - ・各配管内の水張り作業
  - ・油流量計取付け及び油張り作業
- (4) 営業終了時点検及び分解作業
  - ・各配管内の水抜き作業
  - ・オイルフィルター内の油抜き作業
- (5) 機器名称及び数量

### ①暖房用温水ボイラー：1基 (昭和鉄工製)

ボイラー	型式	SK-3604A
	製造番号	40326
バーナー	型式	RL-70LA
	製造番号	140937
製造年月		平成26年9月
使用燃料		A重油
電源		3相 200V 50Hz

### ②給湯用ボイラー：1基 (タクマ製)

ボイラー	型式	KSAN-160WH
	製造番号	SA16C0064
バーナー	型式	JA-16
	製造番号	LQ120305C
製造年月		平成26年9月
使用燃料		A重油
電源		3相 200V 50Hz

## 10 重量シャッター点検業務

主な点検事項 (※高所作業車使用)	点検口の状況
	障害物の有無
	ガイドレール変形損傷
	ケース・マグサ変形損傷
	シャッターカーテン
	吊りもと
	巻取りシャフト・ブラケット
	スモーカー
	開閉機
	押ボタン操作状況
	リミット装置の作動状況
	制御器
	ブレーキ解放力
	手動操作
	安全装置 エマージェン
安全装置逆巻防止	

(別掲『浄土平レストハウスシャッター箇所』参照)

浄土平レストハウスシャッター箇所

設置箇所	名称	寸法 (mm)		備考
		W	H	
1F-1	重量シャッター	3,000	2,500	
1F-2	〃	3,000	2,500	
1F-3	〃	4,000	3,200	
1F-4	〃	1,500	3,000	
2F-1	重量シャッター	3,500	8,000	
2F-2	〃	3,500	8,000	
2F-3	〃	1,200	2,200	
2F-4	〃	1,200	2,200	
2F-5	〃	1,200	2,200	
2F-6	〃	1,200	2,200	
2F-7	〃	1,200	2,200	
2F-8	〃	1,200	2,200	
2F-9	〃	4,500	2,200	
2F-10	〃	4,500	7,200	
2F-11	〃	4,500	8,000	
2F-12	〃	4,500	8,000	
2F-13	〃	4,000	2,500	
2F-14	〃	3,000	2,700	
2F-15	〃	3,500	2,200	
2F-16	〃	3,500	2,200	
2F-17	〃	3,500	2,200	
2F-18	〃	2,000	2,000	
2F-19	〃	3,500	2,200	
2F-20	〃	3,500	2,200	

設 置 箇 所	名 称	寸 法 (mm)		備 考
		W	H	
2 F - 2 1	重量シャッター	3, 5 0 0	2, 2 0 0	
2 F - 2 2	〃	3, 5 0 0	2, 2 0 0	
2 F - 2 3	〃	3, 5 0 0	2, 2 0 0	
2 F - 2 4	〃	1, 5 0 0	2, 5 0 0	
2 F - 2 5	〃	2, 0 0 0	7, 5 0 0	
2 F - 2 6	〃	2, 0 0 0	7, 5 0 0	
発電棟-1	重量シャッター	4, 5 0 0	3, 5 0 0	
発電棟-2	〃	3, 0 0 0	2, 0 0 0	

## 1.1 外部換気口防護着脱業務

### (1) 開所・閉所業務

#### ア 開所業務

- ・外部換気口鉄板蓋取外し（高所作業車使用）
- ・シャッター防雪金具締付け解除（高所作業車使用）

#### イ 閉所業務

- ・外部換気口鉄板蓋取付け（高所作業車使用）
- ・シャッター防雪金具締付け（高所作業車使用）

### (2) 機器名称及び数量 別紙業務内容詳細のとおり

外部換気口防護 開所業務内容詳細

1 業務内容詳細

業 務 箇 所		台 数	業 務 内 容	
【浄土平レストハウス】				
1 階	売店系統（西側外部）	外気取込口及び排気口	1ヶ所	鉄板蓋取外し
	売店系統（西側軒天）	〃	1ヶ所	〃
	軽食コーナー	〃	2ヶ所	〃
2 階	厨房（北側外部）	〃	4ヶ所	〃
	トイレ系統（西側軒天）	〃	1ヶ所	〃
	食堂系統外気取込口 及び排気口	南側	2ヶ所	〃
		東側	1ヶ所	〃
北側		1ヶ所	〃	
屋上煙突	開口部	2ヶ所	〃	
屋外	靴洗場不凍栓	2基	水張り	
シャッター防雪金具	南側	1式	金具締め付け解除	
	東側			
	北側			
	西側			

外部換気口防護 閉所業務内容詳細

1 業務内容詳細

業 務 箇 所		台 数	業 務 内 容	
【浄土平レストハウス】				
1 階	売店系統（西側外部）	外気取込口及び排気口	1ヶ所	鉄板蓋取付け
	売店系統（西側軒天）	〃	1ヶ所	〃
	軽食コーナー	〃	2ヶ所	〃
2 階	厨房（北側外部）	〃	4ヶ所	〃
	トイレ系統（西側軒天）	〃	1ヶ所	〃
	食堂系統外気取込口 及び排気口	南側	2ヶ所	〃
		東側	1ヶ所	〃
北側		1ヶ所	〃	
屋上煙突	開口部	2ヶ所	〃	
屋外	靴洗場不凍栓	2基	水抜き	
シャッター防雪金具	南側	1式	金具締め付け	
	東側			
	北側			
	西側			

## 1.2 受水槽清掃業務

- ・受水槽清掃：年1回
- ・水質検査：年1回

### 設備仕様

	①浄土平レストハウス	②浄土平公衆便所	③浄水場
容量	9 m <sup>3</sup>	6.75 m <sup>3</sup>	20 m <sup>3</sup>
層数	1層	1層	1層
構造	パネル式	パネル式	パネル式
材質	FRP	FRP	FRP
設置場所	屋内	屋内	屋外
設置方式	地上式	地上式	地上式

## 1.3 地下タンク及び配管機密検査業務

### 設備仕様

昼間用発電機の燃料地下タンク施設	
タンク容量	15,000リットル(15キロリットル)
タンク種類	鋼製
貯蔵燃料	A重油
配管の種類	鋼管
検査内容	地下埋設タンク及び配管の漏えい検査とし、気相部及び液相部について実施、結果について報告書を提出する。

夜間用発電機の燃料地下タンク施設	
タンク容量	6,000リットル(6キロリットル)
タンク種類	鋼製
貯蔵燃料	A重油
配管の種類	鋼管
検査内容	地下埋設タンク及び配管の漏えい検査とし、気相部及び液相部について実施、結果について報告書を提出する。

#### 1.4 エレベーター始動及び月次点検

- ・ 業 務 名 エレベーター保守点検業務（フルメンテナンス契約）
- ・ 契 約 期 間 4月1日より11月15日まで
- ・ 業 務 内 容
  - ・ エレベーター保守点検（月1回：4月～11月）
  - ・ 運転開始時点検（4月）
  - ・ 運転終了時点検（11月）
  - ・ 法令に基づく検査
- ・ 仕 様 エレベーター 1台（シンドラエレベーター社製）

機 種	油圧間接式乗用エレベーター（車椅子兼用）	
型 式	HF P—11—CO—45	
運転操作方法	方向性乗合全自動方式（気配りアナウンス付）	
積 載 荷 重	750kg	定員11名
定 格 速 度	45m/min	
停 止 箇 所	1階及び2階	計 2箇所
昇 降 工 程	4100mm	
か ご 内 法	間口1400mm 奥行1350mm 高さ2300mm	
出 入 り 口 寸 法	間口 900mm 高さ2100mm	
戸 開 閉 方 式	2枚戸中央開き（電動式）	
電 源	動力	三相 AC 200V 50Hz
	照明	AC 100V 50Hz
電 動 機	15KW 55A	
特 記 仕 様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震時管制運転装置（P波）</li> <li>・ 火災時管制運転装置</li> <li>・ 停電時自動着床装置（バッテリー）</li> <li>・ 視覚障害者対策機能付</li> <li>・ 車椅子仕様付</li> </ul>	

## 1.5 閉所作業及び諸設備シーズンオフ点検

「1～15」に掲げる施設一覧を閉所に向けた施設点検を実施する。(11月頃)  
(施設全体の清掃作業、水抜き作業、浄水施設の閉所作業、雪囲いの設置、浄化槽設備の汚泥抜取等)

## 1.6 除雪作業費

3月中旬頃に実施予定の県道70号線(通称:磐梯吾妻スカイライン)除雪作業と併せ、管理施設周辺の除雪作業を実施すること。

なお、除雪の実施時期、除雪範囲については、積雪状況について変わるため、別途協議する。

## 17 給水施設管理業務

### (1) 場所（水源）

桶沼（浄土平周辺施設の南側）

### (2) 業務内容

ア 浄土平周辺施設の南に位置する「桶沼」の水源を利用し、浄土平周辺に位置する各施設（浄土平ビジターセンター、天文台等）に対し、給水を行うこと。

イ 浄水場配水池清掃及び点検業務

①配水池及び周辺浄水設備の清掃。（高圧洗浄機使用）

②不具合等の点検。

### (3) 留意事項

ア 水道法第19条の定める「水道技術管理者」（水道法施行令第6条及び水道法施行規則第14条）を配置すること。

イ 水道供給に際しては、必要な日常点検・検査及び定期点検・検査、必要な法令の届出業務、揚水ポンプ機への給油（油種：軽油）を行うこと。

### 設備仕様

(1) 配水池	
容量 ( m <sup>3</sup> )	84 m <sup>3</sup>
槽数	1槽
材質	RC
設置方式	地下式
(2) 滅菌室	
槽数	3槽
材質	RC
設置方式	地下式
(2) 導水枡	
槽数	1槽
材質	コンクリート
設置方式	地下式

(4) 飲料水検査業務 (原水、浄水、指標菌検査等)

・対象物件 福島市土湯温泉町字鷲倉山地内「浄土平専用水道」

業務内容

項目	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	摘要
水質基準 51 項目検査 (原水)	1	件			
水質基準 9 項目検査 (浄水)	5	件			
水質基準 2 7 項目検査 (浄水)	1	件			
水質基準 2 5 項目検査 (浄水)	2	件			
水質基準 4 0 項目検査 (原水)	1	件			
指標菌検査 (大腸菌MPN、嫌気性芽胞菌) (原水)	1	件			
水質基準 2 5 7 項目検査 (浄水)	1	件			
火山性物質検査 (原水)	1	件			
放射能測定 (浄水)	1	件			

(5) 揚水ポンプ点検業務

機器仕様

対象機器	機種	マツカサエンジニアリングポンプ QP303D L70E
	数量	2台

点検内容

作業項目	点検	清掃調整	交換	備考
エンジンオイル	○	○	○	
オイルフィルタ	○	○	○	
燃料フィルタ	○	○	○	
エアエレメント	○	○	○	
スタータスイッチ	○	○	—	
メカニカルシール	○	○	—	
バッテリー液	○	○	○ (補充)	

(4) 閉所作業及び諸設備シーズンオフ点検

給水関係施設を対象として、11月頃に閉所に向けた施設点検を実施する。

(清掃作業、水抜き作業、雪囲いの設置、汚泥抜取等)

## 18 公衆便所管理業務

### (1) 設置場所・数量

屋外公衆トイレ 1カ所

### (2) 業務内容

ア レストハウス施設外にある公衆トイレの管理運営を実施すること。

イ 公衆便所給排水衛生設備保守点検を行うこと。

ウ 開所業務・閉所業務を行うこと。

#### ①開所業務

- ・衛生器具類水張り取付け業務
- ・受水槽水張り
- ・量水器 FM バルブ取付け
- ・各種ポンプ水張り
- ・養生板取り外し

#### ②閉所業務

- ・衛生器具類水張り取外し業務
- ・受水槽水抜き
- ・量水器 FM バルブ取外し
- ・各種ポンプ水抜き
- ・養生板取付け

### (3) 留意事項

トイレの日常点検業務については、環境省が設置する「浄土平ビジターセンター」が一部実施する予定であるため、契約締結後、ビジターセンターと調整すること。

ア 開所業務内容詳細

業務箇所	機器	台数	業務内容
【浄土平公衆便所】			
機械室	受水槽	1基	内部水張り
	加圧給水ポンプ	1台	〃
	地下ピット内バルブ	3ヶ所	〃
	地下ピット内フランジ	2ヶ所	〃
男子便所	大便器（様式）	1台	配管取付け、底溜水張り
	大便器（和式）	2台	〃
	小便器	8台	〃
	身障者用便器	1台	〃
	身障者用手洗い器	1台	〃
	手洗い洗面器	5台	〃
	掃除用流し	1台	〃
女子便所	大便器（様式）	4台	〃
	大便器（和式）	6台	〃
	身障者用便器	1台	〃
	身障者用手洗い器	1台	〃
	手洗い洗面器	7台	〃
	掃除用流し	1台	〃
サッシ部	養生羽目板	1式	取外し
全館共通	水道蛇口頭	1式	蛇口頭取付け

イ 閉所業務内容詳細

業務箇所	機器	台数	業務内容
【浄土平公衆便所】			
機械室	受水槽	1基	内部水抜き
	加圧給水ポンプ	1台	〃
	地下ピット内バルブ	3ヶ所	〃
	地下ピット内フランジ	2ヶ所	〃
男子便所	大便器（様式）	1台	配管取外し、底溜水抜き
	大便器（和式）	2台	〃
	小便器	8台	〃
	身障者用便器	1台	〃
	身障者用手洗い器	1台	〃
	手洗い洗面器	5台	〃
	掃除用流し	1台	〃
女子便所	大便器（様式）	4台	〃
	大便器（和式）	6台	〃
	身障者用便器	1台	〃
	身障者用手洗い器	1台	〃
	手洗い洗面器	7台	〃
	掃除用流し	1台	〃
サッシ部	養生羽目板	1式	取付け
全館共通	水道蛇口頭	1式	蛇口頭取外し

(2) 浄化槽維持管理業務

- ア 活性汚泥法(長時間ばっ気方式)による施設で各機器装置の円滑な運転、生物処理機能の完全発揮により、放流水の水質が基準に適合するように水質及び設備を維持管理すること。
- イ 委託業務の実施に当たり、実施計画書を提出して県担当者の同意を得るものとし、点検業務は別紙「点検記録票」によりその都度報告すること。
- ウ 点検は毎月5回、浄化槽施設の諸設備の点検及び清掃を行うことができる資格を有する技術者を施設に派遣し、浄化槽法第8条及び第9条ならびにこれに基づく政令第2条及び第3条の基準に従い、浄化槽施設を管理する。
- エ 浄化槽施設使用開始時は、浄化槽施設に伴う機器装置の点検整備を行うこと。また、流入汚水の生物処理機能を促すため、シーディングをおこなう必要がある場合は県担当者に報告、協議のうえ、受託者発注によりシーディングを実施する。
- オ 点検業務の際発生する汚泥と閉鎖時発生する汚泥の数量は県担当者に報告、受託者発注により汚泥の引抜を実施する。
- カ 浄化槽施設使用閉鎖時、汚泥引抜後の処理槽及び浄化槽機器装置と工作物の清掃、凍害防止に努め、翌年度の使用開始に際し円滑な運転ができるよう整備すること。
- キ 下記に示す放流水の水質試験を年3回(7月～9月)、県担当者の定める日に実施し、監督官庁である福島市へ届出報告すること。

なお、放流水水質基準値は次のとおり

(ア) PH(水素イオン濃度)	5.8以上8.6以下
(イ) BOD(生物化学的酸素要求量)	20mg/ℓ
(ウ) SS(浮遊物質)	50mg/ℓ
(エ) COD(科学的酸素要求量)	規制なし
(オ) 大腸菌群数	3,000個/ml

ク 浄化槽法第11条に基づく法定検査の立会

- ・福島県知事指定浄化槽検査機関 社団法人福島県浄化槽協会

ケ 水質汚濁防止法に基づく立入検査の立会

- ・福島市環境部環境課環境企画係

【参考】

設計水質 : 流入水質 BOD 235mg/ℓ SS 250mg/ℓ  
BOD 20mg/ℓ SS 50mg/ℓ

(3) 浄化槽汚泥処理業務

ア 浄化槽仕様

処 理 方 式	合併処理 長時間ばっ気式
処 理 対 象 人 員	984 人
処 理 能 力	166 m <sup>3</sup> /日

イ 業務内容及び予定数量

(ア) シーディング作業

内 容	予 定 数 量	実 施 月
微生物製剤の投入	20 kg	4月
合 計	20 kg	

(イ) 汚泥引き抜き作業

内 容	予 定 数 量	実 施 月
汚泥引き抜き (原水槽等)	3.5 m <sup>3</sup>	4月
汚泥引き抜き (閉所時)	31.0 m <sup>3</sup>	11月
合 計	34.5 m <sup>3</sup>	

## 19 運営管理費等

### (1) 観光情報の発信

観光案内所を設置するとともに休憩所等の運営を行うこと。

#### ア 設置場所

浄土平レストハウス内（1階）

※新型コロナウイルスの感染状況によっては2階スペースも想定

#### イ 業務内容

施設1階部分のスペースを利用し、浄土平周辺のみならず県内全域の観光の案内（パンフレットの設置等）を実施するとともに、来場者の休息場所として運営する。

#### ウ 留意事項

- ・パンフレット等については、受託者が市町村、温泉、観光協会等から収集 するものとする。
- ・高湯温泉、土湯温泉、飯坂温泉等の温泉地と連携した観光PRや観光周遊に取り組みこと。

### (2) 食事の提供や物販の実施

飲食スペース及び物販スペースを運営すること。

#### ア 設置場所

浄土平レストハウス内（1階）

#### イ 業務内容

施設1階スペースを活用し、物販や食事の提供を実施すること。

#### ウ 留意事項

- ・物販、食事の提供は県が指定する場所で行い（使用料は発生しない）、収益については、受託者のものとする。
- ・ただし、食事の提供や物販を行うための業務等については、本業務の委託料に計上することはできず、受託者が自己負担で実施することとする。  
（例：廃棄物回収、厨房機器保守点検、プロパンガス契約等）
- ・食事提供及び物販等に係る管理費（光熱水費）は受託者の自己負担とする（詳細は、「各委託業務等詳細一覧」の下記（4）を参照）。
- ・県が保有する備品の一部を無償貸与することが可能なので、必要な機材の手配については契約締結時に詳細を協議する。
- ・食事の提供や物販実施の際に必要な各種法令許可については、受託者側で各種法令を遵守するとともに、予め準備すること。
- ・なお、第三者への委託も可能とするが、予め県へ協議することとし、食品衛生上の責任の所在を明らかに、各種書類・調整を実施すること。
- ・食事の提供や物販について、第三者に1ヶ月以上の期間継続して使用させる（再委託する）場合は、書面による契約を締結すること。

### (3) 人件費の計上方法

本業務を実施するための人件費の計上については以下のとおりとする。

- ・開館期間：令和8年4月10日（金）から令和8年11月15日（日）まで（予定）
- ・開所準備期間 委託契約日から9日程度（予定）
- ・閉所準備期間：閉館日から7日程度（予定）
- ・次年度開所準備：令和9年3月中旬から3月末日（道路除雪等により期間変動）
- ・雇用に係る社会保険料等の計上は認めるが、通勤手当の算出は、福島市内から本施設間の自家用車使用での手段を標準とし、公共交通機関等を利用した算出方法は不可とする。
- ・人件費の算出に当たっては、常時2名以上が施設内に従事する計画とすること。  
なお、最大3名分までの人件費計上を認めるが、4名以上の雇用又は食事の提供、物販実施のみ（※）の雇用に係る人件費は、本委託料に計上することは認めない。  
なお、委託料の人件費として認める雇用内容は、以下のとおり例示する。

例) 施設の運営管理、観光案内の実施、施設内の清掃（1日2回）、休憩スペースの管理運営、電話対応、自家用発電機の監視・操作、施設の日常監視、緊急避難時の誘導員、水道技術管理者等、施設の維持管理の運営に必要な雇用

※人件費として認めないもの

物販の販売員、レストラン等の配膳員・調理師等を配置し、収益事業を行う場合は人件費の計上を認めない。ただし、例外として、上記の人件費として認める雇用内容と兼務させる場合は、この限りではない。

例) 物販の販売員と観光案内を施設内で実施する場合に、その両方を兼ねる役割で雇用させる場合は、人件費を委託料に計上することは可。

### (4) 食事提供及び物販等に係る管理費（光熱水費）の負担について

収益事業に要する光熱水費等については実費負担とする（約100万円程度を予定しているが、使用期間や面積、使用量、燃料代等により変動あり）。

### (5) 浄土平各施設運営団体について

浄土平地区は、本施設他、財団法人自然公園財団管理の「浄土平ビジターセンター」、福島市管理の「福島市天文台」があり、以下の協議会に加入することとなっているが、加入の有無は受託者判断とする。

負担金を支払う場合は、委託契約額の範疇で負担し、負担金額は上記の事務局と協議すること。

- ・浄土平周辺観光推進連絡会議（事務局：福島市）
- ・浄土平集団地区運営協議会（事務局：自然公園財団福島支部）

## 2.0 建築基準法12条点検の実施

建築基準法12条に基づく設備点検を行うこと。

## 2.1 建物維持補修（原状回復を目的としたもの）

年間約200万円程度の施設等の維持補修を実施すること。

- ・概ね50万円（税抜き）未満の軽微な維持補修を実施すること。
- ・50万円を超える維持補修が必要な場合は、県と協議をすること。

## 2.2 施設運営等に伴い生じた廃棄物の処分

施設運営に伴い発生する廃棄物について、適切に処分を行うこと（年間約20万円程度）。

## 2.3 吾妻山噴火時等の対応

吾妻山の噴火警戒レベルの上昇や噴火時等については、福島市策定の「浄土平火山活動対応マニュアル」や浄土平観光施設策定の「避難確保計画」に基づき、避難誘導等に取り組むこと。

## 2.4 消耗品費等

以下の消耗品等について、購入・管理すること。数量は想定数量とする。

### (1) 石油製品

ア A重油 12,000ℓ×7回月分=合計 84,000ℓの給油を想定（自家発電、暖房用）

イ その他石油製品

- ・軽油 120ℓ（揚水ポンプ汲み上げ用）
- ・灯油 45ℓ（暖房用）
- ・ガソリン 120ℓ（除雪機用）
- ・エンジンオイル 4ℓ（除雪機用）

### (2) 衛生用品

ア 石鹼液

イ 時重塩素酸ソーダ 160kg

ウ 苛性ソーダ 100kg

エ 残留塩素測定用試薬

オ PH測定用試薬

カ 消毒液 など

(3) 消耗品類

ア トイレトーパー (施設、屋外公衆トイレ用)、電球、清掃用具

(4) 電話基本料金

一般回線使用料 (12ヶ月分) TEL : 0242-64-2100

(5) 防災備品

浄土平レストハウスに配備しているヘルメット・ガスマスク等の防災備品の更新を行うこと。

品目	数量
避難用ヘルメット	60 個
ガスマスク (防毒マスク及び吸収缶)	150 セット
防塵マスク	60 枚
応急酸素吸入器	2 器

(6) その他

施設維持管理経費に必要なものを計上できる。